

○上越教育大学修了生・卒業生に対する研究助成実施要項

(平成24年11月1日学長裁定)

最終改正 平成28年3月28日

(趣旨)

第1条 この要項は、上越教育大学（以下「本学」という。）の創立30周年を記念し、優れた教育・研究の振興に貢献するため、本学大学院同窓会及び学校教育学部同窓会と連携して実施する本学の大学院学校教育研究科の修了生又は学校教育学部の卒業生に対する研究助成（以下「本研究助成」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本研究助成は、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び保育所等（以下「初等中等教育諸学校等」という。）の教育現場における特色ある教育実践研究及び先進的取組を讃え、更なる発展に向けて積極的に支援し、併せてその研究成果の発表の場を提供することを目的とする。

(対象)

第3条 本研究助成の対象は、本学の大学院学校教育研究科の修了生又は学校教育学部の卒業生であり、かつ、初等中等教育諸学校等の教育現場において教育に携わる者で、原則、個人とする。ただし、学校をあげての教育実践研究や取組は対象外とする。

(選考委員会)

第4条 本研究助成の選考を行うため、上越教育大学に修了生・卒業生に対する研究助成選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 選考委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長が指名した副学長
- (2) 本学大学院同窓会又は学校教育学部同窓会から選出された役員若干人
- (3) その他学長が必要と認める者若干人

3 前項第2号及び第3号の委員は、学長が委嘱する。

4 第2項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、その欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前項の規定にかかわらず、第2項第3号に掲げる委員の任期の終期は、委員として委嘱された日の属する年度の翌年度の末日までとする。

6 選考委員会に委員長を置き、第2項第1号の副学長をもって充てる。

7 選考委員会は、必要があると認めたときは、副委員長を置くことができる。

8 委員長は、選考委員会を招集し、その議長となる。

9 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員又は第7項により副委員長を置くときは、当該副委員長がその職務を代行する。

10 選考委員会は、委員の半数以上の出席により成立し、議決を要する事項については、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

11 委員長は、必要があると認めるときは、関係の職員を選考委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(選考)

第5条 本研究助成の選考は、選考委員会が別に定める募集要項に基づき提出された応募書類の審査により実施する。

(審査等)

第6条 審査は、本研究助成の趣旨・目的及び次の各号に掲げる観点に基づき、選考委員会が実施する。

- (1) 先進性・独創性
- (2) 実践性
- (3) 有効性・応用性
- (4) 継続性・発展性
- (5) 地域貢献性
- (6) 研究内容と予算計画の整合性
- (7) その他

2 委員は、前項の観点ごとに、次の各号に掲げる評価点をもって評価する。

- (1) 非常に優れている 3点
- (2) 優れている 2点
- (3) 普通 1点
- (4) 認められない 0点

3 選考委員会は、委員の評価点を取りまとめ、その上位の審査案件から採択する。

4 研究助成の助成額、採択予定件数及び助成の方法は、予算の範囲内において、募集要項で定めるものとする。

(選考結果の発表)

第7条 本研究助成の応募者には文書により選考結果を通知するとともに、採択された教育実践研究や取組については本学ホームページ及び同窓会のホームページ等により公表する。

(研究成果等の報告及び公表)

第8条 本研究助成の採択者は、研究終了後1ヶ月以内に、募集要項で定める研究成果報告書及び研究助成金経理報告書を本学に提出しなければならない。

2 研究成果報告書は、本学ホームページ及び同窓会のホームページ等により公開するものとする。

(事務の処理)

第9条 本研究助成の実施に係る事務は、研究連携課が処理する。

(解釈等)

第10条 この要項及び募集要項の解釈について疑義があるときは、選考委員会が決定する。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、本研究助成の実施に必要な事項は、選考委員会が別に定める。

附 則

1 この要項は、平成24年11月1日から施行する。

- 2 この要項の施行後、最初に委嘱された第4条第2項第2号の委員の任期は、平成26年3月31日までとし、再任を妨げない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、この要項の施行前に採択された上越教育大学修了生・卒業生に対する研究助成については、この要項に基づいて採択されたものとみなす。

附 則（平成25年3月28日）

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日）

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日）

この要項は、平成28年4月1日から施行する。